

■特集

港湾への洋上風力発電の導入をスムーズに — 港湾法の改正により整備された占用公募制度の活用 —

国土交通省港湾局海洋・環境課 課長補佐 齋木 良之

1. 洋上風力発電を取り巻く情勢

再生可能エネルギーは、エネルギー基本計画（平成 26 年 4 月閣議決定）において、温室効果ガスを排出せず国内で生産できることからエネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で重要な低炭素の国産エネルギー源であり、洋上風力発電の導入拡大が不可欠である旨示されています。

港湾は、海洋基本計画（平成 25 年 4 月閣議決定）に「港湾区域においては、洋上風力発電が、港湾の管理運営や諸活動と共生していく仕組みの構築によって、引き続き導入の円滑化に取り組む」と示されているように、洋上風力発電の導入適地として多くの民間事業者から期待されており、今後大規模な民間投資が見込まれています。

この要因としては、①港湾法に基づく港湾管理者が存在し、関係者間の合意形成や占用許可に関する一定の手続き等が整備されていること、②「海陸の境界という立地特性」を活用して、様々な産業が数多く立地している空間であり、高い電力需要が見込まれるため、電力系統が充実していること、③洋上風力発電施設の建設時における資機材の輸送や維持管理に利用される港湾インフラが近接していることが挙げられます。

洋上風力発電の導入を港湾の管理運営の観点からみると、本来自由使用的に不特定多数の者により利用しうる空間を排他的に長期間使用できる権利を与えることとなるため、より公正かつ公平な手続きにより事業者の選定を行うとともに、発電施設の設置や維持管理等が適切に実施されることを確認する必要があります。

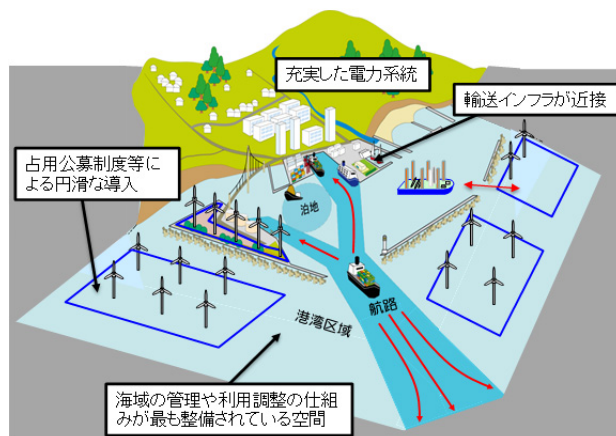
他方、洋上風力発電事業の観点からみると、長期にわたる施設の運転が想定されるとともに、各種調査等による準備期間も長期間にわたることが想定されます。このことから、準備期間中における円滑な資金調達など確実な事業

実施に資するため、一定の責務を果たすことを前提に、準備期間を含めた長期間にわたる選定事業者の地位の明確化や占用を予定する区域の占用許可が他者に与えられるリスクを排除することが必要です。

2. 港湾法の改正

こうした背景を受けて、平成 28 年 5 月、港湾法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 45 号）（以下「改正港湾法」という。）により、港湾の機能を維持しつつ港湾区域内水域等の有効活用を図るため、当該区域の占用許可の申請を行うことができる者を公募により決定する制度（以下「占用公募制度」という。）が整備されました。

この占用公募制度の活用により、港湾機能を損なうことなく公共の利益の増進を図る上で最も適切な事業者の選定、選定事業者による洋上風力発電施設の設置や維持管理等の確実な実施、並びに選定事業者の地位の明確化が図られ、洋上風力発電等再生可能エネルギー源の利用その他の公共の利益の増進を図る上で有効と認められる施設又は工作物（以下「公募対象施設等」という。）の港湾への導入が一層円滑に進むこととなります（参考図 1）。



参考図 1 港湾への風力発電の導入イメージ

3. 港湾における洋上風力発電の占用公募制度の運用指針

国土交通省港湾局は、改正港湾法の施行日と合わせ、平成 28 年 7 月 1 日に「港湾における洋上風力発電の占用公募制度の運用指針」を公表しました。本運用指針は、占用公募制度により港湾への洋上風力発電の円滑な導入に取り組む港湾管理者の参考となるよう作成したものであり、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言となるものです。

なお、港湾における洋上風力発電の導入にあたっては、平成 24 年 6 月に「港湾における風力発電の導入のためのマニュアル」、平成 27 年 3 月に「港湾における洋上風力発電施設等の技術ガイドライン(案)」を公表していますが、これらを参考に港湾計画に「再生可能エネルギー源を利活用する区域」を位置付けた後、本運用指針を参考に導入手続きを進めることを基本としています。

以下に本運用指針の概要を示します。

3.1 公募

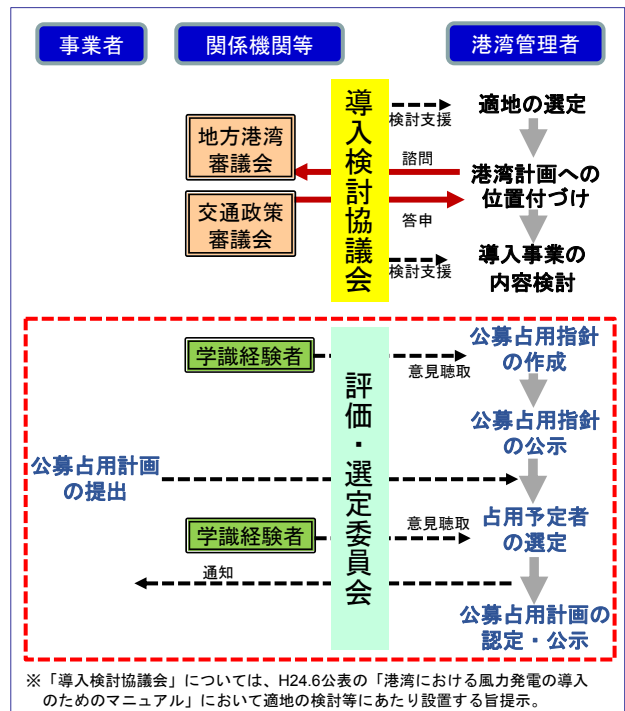
港湾管理者は、占用公募制度の活用により占用予定者となる洋上風力発電事業者を選定するにあたっては、港湾法（以下「法」という。）第 37 条の 3 の規定に基づき公募占用指針を策定・公示し事業者を募集することとなります。

公募占用指針には、公募対象施設等の種類、占用の区域及び開始時期、撤去に関する事項、認定の有効期間、占用料の最低額、占用予定者を選定するための評価の基準、公募の実施に関する事項その他必要な事項を定めなければなりません。

評価の基準としては、各港湾の特性や地域の実情に応じて公募占用計画に記載するよう求めた事項のうち評価する項目を選択し、評価内容を定めるとともに、項目毎に点数配分をするなど可能な限り定量評価を行うものとする旨示しています。また、評価項目の参考事例として、i 事業の実施方針、ii 事業実施体制、iii 計画内容の具体性、実現可能性、iv 港湾の開発、利用及び保全への配慮、v 占用料の額、資金計画、収支計画、vi 港湾、地域への貢献を示しています。

また、公募占用指針の策定や選定のための評価にあたっては、学識経験者や地域の実情に詳しい有識者からなる「評価・選定委員会」を設置すること（参考図 2）、占用許可の際に附す条件として想定される主な事項を示しておく

ことが望ましい旨示しています。



参考図 2

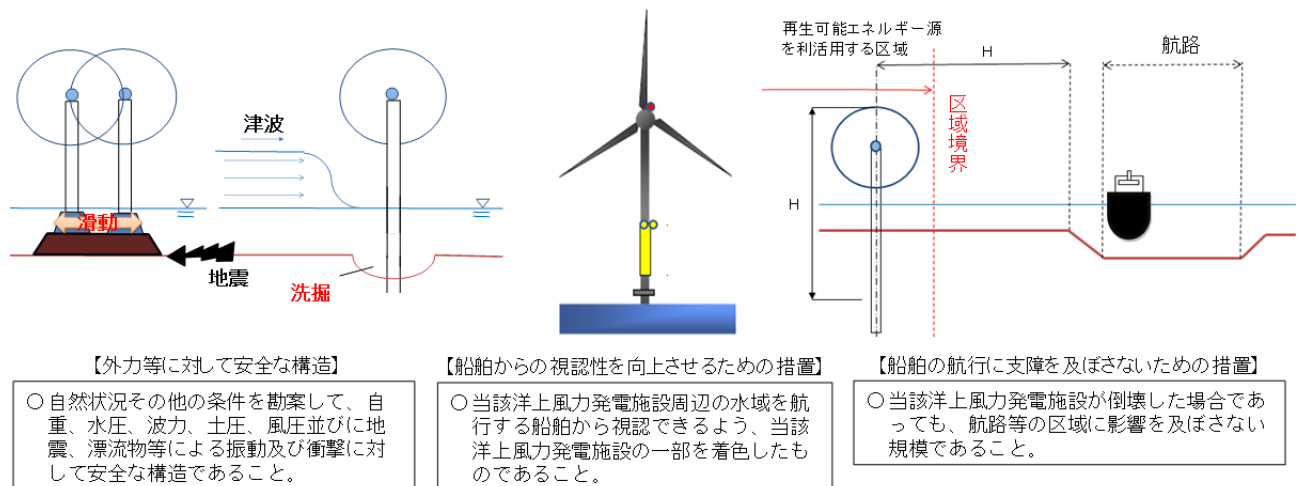
評価・選定委員会を設置した上での手続き概要

3.2 占用予定者の選定

港湾管理者は、まず公募参加者から提出された公募占用計画の審査を行い、次にその審査を通過した計画について評価を行った上で、港湾の機能を損なうことなく洋上風力発電事業の着実かつ安定的な実施を通じ公共の利益の増進を図る上で最も適切である者を占用予定者として選定することとなります。

3.2.1 公募占用計画の審査

港湾管理者は、事業者から提出された公募占用計画が公募占用指針に照らし適切なものであること、港湾の開発、利用又は保全に著しい支障を与えるものでないこと、公募対象施設等及びその維持管理の方法が港湾法施行規則第 3 条の 9 に定める基準（「公募対象施設等又はその維持管理の方法の基準に関し必要な事項を定める告示」を含む。）に適合しているかどうか等を審査します。公募対象施設等の基準としては、波力、地震、漂流物等による振動及び衝撃に対して安全な構造であること、船舶からの視認性を向上させるための措置その他の船舶の航行に支障を及ぼさないための措置を講じたものであること等が規定されています（参考図 3）。



参考図 3 公募対象施設等の基準について

3.2.2 公募占用計画の評価

港湾管理者は、審査を通過した公募占用計画を公募占用指針に示した評価基準に従って評価します。評価にあたっては、港湾の開発、利用及び保全との調和や洋上風力発電事業の着実かつ安定的な事業の実現性等に着目して行うことが必要です。なお、前述のとおり評価にあたっては、評価・選定委員会を開催し学識経験者等の意見を聴取するものとしています。

3.3 公募占用計画の認定

港湾管理者は、占用予定者を選定し当該者に通知後、速やかに公募占用計画が適当である旨の認定を行い、認定したときは、認定した日及び認定の有効期間並びに指定した港湾区域内の区域及び占用の期間を公示しなければなりません。

本規定に基づき公示する港湾区域内の区域は、法第 37 条の 8 第 4 項の規定により認定を受けた公募占用計画（以下「認定公募占用計画」という。）を提出した占用予定者（以下「認定計画提出者」という。）以外の者が占用許可の申請ができない区域となるため、占用許可が必要となる区域を含めることが必要となりますが、洋上風力発電施設の設置や維持管理に必要な区域を勘案し、占用予定者の意見も踏まえ指定することが必要としています。

3.4 認定公募占用計画の変更

洋上風力発電事業の場合、各種調査等を実施した上で詳細な事業計画を策定した結果等により、認定公募占用計画を変更する必要性が生じ

ることが想定されます。変更にあたっては港湾管理者の認定を受けなければなりません。港湾管理者においては、技術の向上など公共の利益の一層の増進に寄与する場合や、やむを得ない事情があること等、法第 37 条の 7 第 2 項に定める基準に適合すると認められる場合に限り、変更の認定を行うことができます。

なお、認定公募占用計画は、占用公募制度に基づく審査及び評価を経て認定されたものであり、審査及び評価の結果が下がる方向での変更は好ましくないため、変更理由が真にやむを得ないものであるか確認することが必要としています。

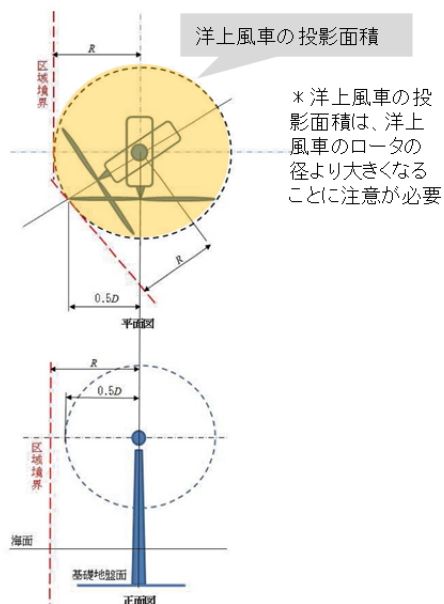
3.5 認定計画提出者の責務

認定計画提出者は、認定公募占用計画に従い、各種調査・協議・調整を行った上で洋上風力発電施設の設置及び維持管理を行わなければなりません。この義務を履行していない場合、港湾管理者は公募占用計画の認定を取り消すことができますが、やむを得ない事情により業務が遅延している場合にあつては当該計画の変更が可能であるため、取り消しの判断にあつては、事業者を経緯等を事前に確認することが必要としています。

3.6 占用公募を実施した場合における占用許可

港湾管理者は、認定計画提出者から認定公募占用計画に基づき港湾区域の占用許可の申請があつた場合にあつては、占用の許可を与えないければなりません。占用許可の標準的な許可期間は引き続き最長 10 年としますが、認定期間

中に更新の申請があった場合、港湾管理者は占用許可を与えなければなりません。なお、認定期間終了後においても港湾の利用等に支障がない場合は占用を更新することは可能であり、その旨を公募占用指針に示しておくことに差し支えはないものとしています。また、占用料は認定公募占用計画に記載の占用料の額に洋上風力発電施設の投影面積等を乗じた額となります（参考図4）。



参考図4

洋上風力発電施設の占用面積の考え方

3.7 地位の承継

認定計画提出者の一般承継人または洋上風力発電施設の所有権等を取得したものは、港湾管理者の承認を受けて、認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができます。港湾管理者は、認定計画提出者から承継の申し出があった場合は、公募占用計画の審査及び評価の基準に照らし、地位を承継する者が事業を適切に実施できることが見込まれるとともに、公募の公平性が損なわれることがないか等を審査することが必要としています。

3.8 計画の認定の取消し

港湾管理者は、認定計画提出者である洋上風力発電事業者が認定公募占用計画に従って施設の設置及び維持管理を実施していない場合、または、認定計画提出者が詐欺その他不正な手段により計画の認定を受けたときにあっては、

公募占用計画の認定を取り消すことができます。認定が取り消された場合、認定公募占用計画に基づき与えられた港湾区域の占用許可は、その効力を失うこととなります。

3.9 罰則

地方公共団体の職員等が公募占用計画の認定に関し、当該認定を受けようとする者に談合を唆すこと、当該認定に係る公募に関する秘密を教示すること又はその他の方法により占用公募の公正を害すべき行為は処罰の対象となります。また、偽計又は威力を用いて占用公募の公正を害すべき行為をした者や談合した者についても処罰の対象となります。

4. 最後に

今後とも、占用公募制度の活用により港湾における洋上風力発電が一層円滑に導入されるよう、関係省庁等とも連携するとともに、港湾の効果的な活用方策の検討や占用公募制度の充実・深化等所要の取り組みを進めていきます。

